

○兵庫県公立大学法人の設立等に関する条例（抜粋）

（平成25年3月22日兵庫県条例第9号）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、兵庫県公立大学法人の設立に関する事項、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）第11条第4項、第19条の2第4項、第44条第1項及び第59条第2項の規定により条例に委任された事項その他必要な事項を定めるものとする。

（設立）

第2条 県は、兵庫県立大学及び芸術文化観光専門職大学に係る業務を行わせるため、兵庫県公立大学法人（以下「大学法人」という。）を設立する。

第2章 兵庫県公立大学法人評価委員会

（名称）

第3条 法第11条第1項の規定により県に設置される地方独立行政法人評価委員会の名称は、兵庫県公立大学法人評価委員会とする。

（組織）

第4条 兵庫県公立大学法人評価委員会（以下この章において「委員会」という。）は、委員5人以内で組織する。

（委員）

第5条 委員は、学識経験のある者のうちから、知事が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第6条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第7条 委員会は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（委任）

第8条 第3条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。